

随意契約理由書

| | |
|----------------|--|
| 件名 | 令和2年度 神戸市立図書館電子書籍コンテンツ購入 |
| 契約の相手方 | 株式会社 図書館流通センター |
| 根拠法令 | 地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号 |
| 随意契約の理由 | <p>本件は先のプロポーザル方式による業者選定及び契約を行った「神戸市電子図書館サービス業務に係る委託契約」において、契約業者(相手先:(株)図書館流通センター)が構築する神戸市の電子図書館プラットフォームにて、提供する電子書籍コンテンツを取得するものである。</p> <p>一般的に、個人向けに販売されている電子書籍は、書籍という有体物ではなく、購入者本人に対して、利用するベンダーの利用規約に準じて、一定の期間データの提供(アクセス権利の提供)を受けるものである。さらに、公共図書館では、紙媒体の書籍同様、すべての登録利用者に対して同様の電子書籍コンテンツのデータの提供ができることが必要である。</p> <p>本件で提供される電子書籍コンテンツは、本件業者と各出版社等が、図書館の運用を条件として個々に利用規約を定め、ライセンス契約を行ったものであり、また、その電子書籍コンテンツを利用するには、先の契約により構築した電子図書館プラットフォーム上でしかできない。</p> <p>現在、国内において同様の規模で図書館用の電子書籍サービスを行うにあたっては、このような方法でしか提供できない現状である。</p> <p>当該サービスにおいては、神戸市の電子図書館プラットフォームを提供し、且つ多数の電子書籍コンテンツの提供ができる唯一の業者は本件該当の上記業者のみである。</p> <p>以上の理由により、上記業者と随意契約を締結する。</p> |
| 担当部署 (問合せ先) | 文化スポーツ局中央図書館利用サービス課資料係 (電話番号078-371-2533) |